

津山市農業委員会委員募集要項

1 募集人数

19名

2 任用期間

令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

3 身分

津山市の特別職の非常勤嘱託職員

4 職務内容

農地の権利移動に関する許可及び農地転用等の審議、農地利用の最適化に関する指針の策定、耕作放棄地の解消指導等

5 委員報酬

月額 35,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）
- (4) 市の職員

7 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により、津山市農林部農業振興課までご提出ください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合・・・様式第1号

農業者等（法人又は団体）が推薦する場合・・・様式第2号

応募する場合・・・様式第3号

(2) 提出先

〒708-8501 津山市山北 520

津山市農林部農業振興課

8 受付期間

令和2年1月27日から2月28日まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 選考方法

津山市農業委員候補者選考委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の選考を行い、市へ意見を報告します。(必要に応じて面接を行う場合があります。)

市長は、同委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。

なお、結果は、推薦を受ける者及び応募者全員に文書で通知します。

10 内容の公表

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、津山市ホームページで推薦及び応募様式に記載された事項（住所及び電話番号を除く。）を公表します。

11 問い合わせ先

津山市農林部農業振興課

電話 0868-32-2159

FAX 0868-32-2093